

第1回 本明川学識者懇談会 議事概要

平成26年10月3日（金）15:30～
諫早図書館 2階視聴覚ホール

【出席者】

冨田委員長、古賀委員、佐藤委員、西田委員、深川委員、松尾委員、
宮崎委員、森田委員

【規約案等】

- ◆ 規約については規約（案）のとおり了承され、平成26年10月3日より施行となった。
- ◆ 規約第5条（委員長）に基づき、委員長は冨田委員が選定された。
- ◆ 規約第6条（公開）については公開方法（案）のとおり了承された。

【要旨】 ◆：委員 ●：事務局

《本明川水系河川整備計画の点検》

- ◆堤防の整備率について、整備計画策定時点では完成堤防区間が約41%となっているが、現在はどれくらいか。
また、堤防の浸透に対する整備は、堤防整備率に含まれるのか。
 - 平成25年3月末の堤防整備率は約72%。堤防整備率は堤防の高さや幅が規定を満足しているかどうかで評価したもの。堤防の浸透に対する整備等の評価は含まない。
- ◆市街地区間の環境整備（管理用通路等）が進み、歩いて通れる良いスペースができた
と実感している。
また、堤防の除草もよく行われている。
広範囲にわたり除草が行われているが、刈草の処分はどのようにしているのか。
 - 牧草等として利用できる刈草は引き取ってもらっている。利用できない刈草については処分している。
- ◆除草の時期はいつ頃行っているのか。環境に配慮せず除草を行うと、動植物の繁殖等に影響を与えることがあるので、このような質問をしている。
 - 国が行う除草は、出水期の前後2回、堤防の状況を調査するために行っている。
なお、施工範囲は基本として堤防のみであり、全ての範囲の除草を行っていない。

- ◆現河川整備計画の点検については、「今後、河川整備計画を変更する」とする対応方針（案）を了承する。

《事業再評価》

- ◆河川改修事業の効果について、河川事業が進むことで被害を速やかに復旧できるという効果もあると思う。復旧に係る効果も一度検討されては如何でしょうか。
 - 被害の復旧等に係る効果についても、貨幣換算できない効果としてあるものと考えている。今回、貨幣換算できない効果を示したのは、このような効果がたくさんあることを理解していただくために行ったものである。
- ◆事業再評価については、「引き続き事業を継続する」とする対応方針（原案）を了承する。